

お客様へのお願い

本パーソナルコンピュータの梱包を解かれる前に必ずお読みください。

このたびは、弊社NECパーソナルコンピュータをお求めいただき、まことにありがとうございます。お客様が購入されたこの製品（以下「本製品」といいます。）には、ソフトウェア使用条件適用一覧記載のソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア製品」といいます。）が含まれております。弊社では、下記「ソフトウェアのご使用条件」のほか、各本ソフトウェア製品毎にそれぞれに適用されるソフトウェア使用条件を、ソフトウェア使用条件適用一覧記載の通り同梱またはプリンストールしております。本ソフトウェア製品のご使用を開始される前に、これらの使用条件を充分にお読み下さい。いずれかの使用条件にご同意いただけない場合には、本製品をお求めになった販売店にご返却下されば、代金をお返しいたします。お客様が本ソフトウェア製品のご使用を開始されることをもって、すべての本ソフトウェア製品の使用条件にご同意いただいたものといたします。これらの使用条件は本ソフトウェア製品の使用許諾の証明ですので、大切に保管して下さい。

ソフトウェアのご使用条件

日本電気株式会社およびNECパーソナルプロダクツ株式会社（以下「弊社」といいます。）は、本使用条件とともにご提供するソフトウェア・プログラム（以下「許諾プログラム」といいます。）を使用する権利を下記条項に基づきお客様に許諾し、お客様も下記条項にご同意いただくものとします。なお、お客様が期待される効果を得るための許諾プログラムの選択、許諾プログラムの導入、使用および使用効果につきましては、お客様の責任とさせていただきます。

1. 使用権

- (1) お客様は、許諾プログラムを本製品においてのみ使用することができます。
- (2) お客様は、本使用条件に定める条件に従い、許諾プログラムを使用することができます。

2. 期間

- (1) 弊社は、お客様が本使用条件のいずれかの条項に違反されたときは、いつでも許諾プログラムの使用権を終了させることができます。
- (2) 許諾プログラムの使用権は、本使用条件の規定に基づき終了するまで有効に存続します。
- (3) 許諾プログラムの使用権が終了した場合には、本使用条件に基づくお客様のその他の権利も同時に終了するものとします。お客様は、許諾プログラムの使用権の終了後直ちに許諾プログラムおよびその全ての複製物を破棄するものとします。

3. 許諾プログラムの複製、改変および結合

- (1) お客様は、滅失、毀損等に備える目的でのみ許諾プログラムを1部に限り複製することができます。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本製品にインストールされた許諾プログラムの複製物（運用環境をお客様において設定していただく場合があります。）を格納した記録媒体（例えば、CD-ROM）が本製品に添付されている場合には、お客様は、許諾プログラムを複製することはできません。この場合、お客様は、許諾プログラムの滅失、毀損等に備える目的で本製品に添付された当該複製物を取り扱うものとします。
- (3) お客様は、本使用条件に基づきお客様が作成した許諾プログラムの全ての複製物に、許諾プログラムに付されている著作権表示およびその他の権利表示を付すものとします。
- (4) お客様は、本使用条件で明示されている場合を除き、許諾プログラムの使用、複製、改変、結合またはその他の処分をすることはできません。
- (5) お客様は、いかなる場合であっても許諾プログラムとともに提供されたマニュアル等の関連資料を複製することはできません。
- (6) 本使用条件は、許諾プログラムに関する知的財産権をお客様に移転するものではありません。

4. 許諾プログラムの移転等

- (1) お客様は、下記の全ての条件を満たした場合に限り、本使用条件に基づくお客様の権利を譲渡することができます。
 - (イ) お客様が本使用条件、許諾プログラムおよびその全ての複製物、ならびに許諾プログラムとともに提供されたマニュアル等の関連資料を本製品とともに譲渡し、これらを一切保持しないこと。
 - (ロ) 譲受人が本使用条件に同意していること。
- (2) お客様は、本使用条件で明示されている場合を除き、許諾プログラムまたはその使用権の第三者に対する再使用許諾、譲渡、移転またはその他の処分をすることはできません。

5. 逆コンパイル等

お客様は、許諾プログラムをリバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。

6. 保証の制限

- (1) 弊社は、許諾プログラムに関していかなる保証も行いません。許諾プログラムに関し発生する問題はお客様の責任および費用負担をもって処理されるものとします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、お客様が弊社所定の手続によりユーザ登録を行われた場合において、最初のお客様（本製品を新品かつ未使用の状態で購入されたお客様をいいます。以下同様とします。）による本製品ご購入の日から1年以内に弊社が許諾プログラムの誤り（バグ）を修正したときは、弊社は、かかる誤りを修正したプログラムもしくは修正のためのプログラム（以下、これらのプログラムを「修正プログラム」といいます。）またはかかる修正に関する情報をお客様に提供するものとします。ただし、修正プログラムまたはかかる修正に関する情報の提供の必要性、提供時期等については弊社の判断に基づき決定させていただきます。また、提供先は日本国内に限ります。お客様に提供された修正プログラムは許諾プログラムとみなします。
- (3) 許諾プログラムが格納された記録媒体に物理的欠陥があった場合におけるお客様の救済手段は、次の各号に定めるとおりとします。本項の規定をもって記録媒体に関する弊社の保証の全てとします。また、本項の保証は、日本国内でのみ有効なものとします。本項の規定は、本製品の保証書に基づくお客様の権利を何ら制限するものではありません。
 - (イ) 許諾プログラムが格納された本製品内蔵のハードディスクに物理的欠陥（ただし、許諾プログラムの使用に支障をきたすものに限ります。）があった場合において、最初のお客様が本製品をお受け取りになった日から1ヶ月以内の場合はNEC 121コンタクトセンターにご連絡下さい。本製品を同一機種製の製品と交換するものとします。（ただし、弊社が当該欠陥を自己の責によるものと認めた場合に限ります。）
 - (ロ) 本製品に添付された、許諾プログラムが格納された記録媒体に物理的欠陥（ただし、許諾プログラムの使用に支障をきたすものに限ります。）があった場合において、最初のお客様が本製品をお受け取りになった日から1ヶ月以内の場合はNEC 121コンタクトセンターにご連絡下さい。無償にて当該記録媒体を同等の記録媒体と交換するものとします。（ただし、弊社が当該欠陥を自己の責によるものと認めた場合に限ります。）

7. 責任の制限

弊社は、いかなる場合も、お客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害（損害発生につき弊社が予見し、または予見し得た場合を含みます。）および第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求に基づく損害について一切責任を負いません。また、弊社が損害賠償責任を負う場合には、弊社の損害賠償責任は、その法律上の構成の如何を問わず、お客様が実際にお支払になった本製品の代金のうち許諾プログラムの代金相当額を以てその上限とします。

8. その他

- (1) お客様は、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく、許諾プログラムおよびその複製物を日本国から輸出してはなりません。
- (2) 本使用条件にかかわる紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

ご連絡先

NEC 121コンタクトセンター

TEL フリーコール : 0120-977-121

携帯電話/PHS用: 03-6670-6000

お客様へのお願い

本パーソナルコンピュータの梱包を解かれる前に必ずお読み下さい。

Windows Vista™Home Premium、

Windows Vista™Home Basic、

Windows Vista™Business、または

Windows Vista™Ultimate の

品質保証責任等についての条件

1. 保証の制限

- (1) 日本電気株式会社およびNECパーソナルプロダクツ株式会社（以下「弊社」といいます。）は、許諾プログラムに関していかなる保証も行いません。許諾プログラムに関し発生する問題はお客様の責任および費用負担をもって処理されるものとします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、お客様が弊社所定の手続によりユーザ登録を行われた場合において、最初のお客様による本製品ご購入の日から1年以内に弊社が許諾プログラムの誤り(バグ)を修正したときは、弊社は、かかる誤りを修正したプログラムもしくは修正のためのプログラム(以下、これらのプログラムを「修正プログラム」といいます。)またはかかる修正に関する情報をお客様に提供するものとします。ただし、修正プログラムまたはかかる修正に関する情報の提供の必要性、提供時期等については弊社の判断に基づき決定させていただきます。
お客様に提供された修正プログラムは許諾プログラムとみなします。
- (3) 許諾プログラムが格納された記録媒体に物理的欠陥があった場合におけるお客様の救済手段は、次の各号に定めるとおりとします。本項の規定をもって記録媒体に関する弊社の保証の全てとします。本項の規定は、本製品の保証書に基づくお客様の権利を何ら制限するものではありません。
 - (イ) 許諾プログラムが格納された本製品内蔵のハードディスクに物理的欠陥(ただし、許諾プログラムの使用に支障をきたすものに限ります。)があった場合において、最初のお客様が本製品をお受け取りになった日から1ヶ月以内の場合はNEC 121コンタクトセンターにご連絡下さい。本製品を同一機種製の製品と交換するものとします。(ただし、弊社が当該欠陥を自己の責によるものと認めた場合に限ります。)
 - (ロ) 本製品に添付された、許諾プログラムが格納された記録媒体に物理的欠陥(ただし、許諾プログラムの使用に支障をきたすものに限ります。)があった場合において、最初のお客様が本製品をお受け取りになった日から1ヶ月以内の場合はNEC 121コンタクトセンターにご連絡ください。無償にて当該記録媒体を同等の記録媒体と交換するものとします。(ただし、弊社が当該欠陥を自己の責によるものと認めた場合に限ります。)

2. 責任の制限

弊社は、いかなる場合も、お客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害(損害発生につき弊社が予見し、または予見し得た場合を含みます。)および第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求に基づく損害について一切責任を負いません。また弊社が損害賠償責任を負う場合には、弊社の損害賠償責任は、その法律上の構成の如何を問わず、お客様が実際にお支払いになった本製品の代金のうち許諾プログラムの代金相当額を以てその上限とします。

3. その他

- (1) お客様は、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく、許諾プログラムおよびその複製物を日本国から輸出してはなりません。
- (2) 本使用条件にかかわる紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

ソフトウェア使用条件適用一覧

添付されているソフトウェアのみご参照ください。また、下記以外のソフトウェア製品は、「ソフトウェアのご使用条件」を参照ください。

ソフトウェア製品名	適用される使用条件
Windows Vista™Home Premium、Windows Vista™Home Basic、Windows Vista™Business、またはWindows Vista™Ultimate	<ul style="list-style-type: none"> ・使用許諾契約書(初回起動時の「使用許諾契約」画面で表示されます) ・Windows Vista™Home Premium、Windows Vista™Home Basic、Windows Vista™Business、またはWindows Vista™Ultimateの品質保証責任等についての条件
Microsoft® Office Personal 2007	マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項/品質保証規定 (Microsoft® Office Word 2007、Microsoft® Office Excel® 2007、Microsoft® Office Outlook® 2007のいずれかの初回起動時に「マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項」画面で表示されます)
Microsoft® Office Personal 2007 with Microsoft® Office PowerPoint 2007	マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項/品質保証規定 (Microsoft® Office Word 2007、Microsoft® Office Excel® 2007、Microsoft® Office Outlook® 2007のいずれかの初回起動時、及びMicrosoft® Office PowerPoint® 2007の初回起動時に「マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項」画面で表示されます。)
Microsoft® Office ナビ 2007	Microsoftソフトウェアコンポーネント用追加使用許諾契約書 (C:\¥Program Files¥Microsoft Office¥Office Navi¥EULA.rtfを参照ください)
携帯マスターNX for NEC	<p>本製品添付の「ソフトウェアのご使用条件」のうち一部を下記に読み替えてください。</p> <p>6. 保証の制限</p> <p>(1) 弊社および許諾プログラムの弊社へのライセンサーである株式会社ジャングル(以下「ジャングル社」といいます)は、許諾プログラムに関していかなる保証も行いません。許諾プログラムに関し発生する問題はお客様の責任および費用負担をもって処理されるものとします。</p> <p>7. 責任の制限</p> <p>弊社およびジャングル社は、いかなる場合も、お客様の逸失利益、許諾プログラム以外のソフトウェア・データ・ハードウェア・周辺機器・本製品につなげた何らかの機器などに生じた損害、特別な事情から生じた損害(損害発生につき弊社が予見し、または予見し得た場合を含みます)および第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求に基づく損害について一切責任を負いません。また、弊社およびジャングル社が損害賠償責任を負う場合には、弊社およびジャングル社の損害賠償責任は、その法律上の構成の如何を問わず、お客様が実際にお支払になった本製品の代金のうち許諾プログラムの代金相当額をもってその上限とします。</p>
SD-VideoWriter	<p>1. 使用权</p> <p>お客様は、松下電器産業株式会社より許諾プログラムを日本国内で使用する権利の許諾を受けますが、著作権がお客様に移転するものではありません。著作権は松下電器産業株式会社および/または松下電器産業株式会社へのライセンス許諾者が所有します。</p> <p>2. 免責</p> <p>許諾プログラムの使用にあたり生じた、お客様の損害および第三者からお客様になされた損害賠償等の請求による損害について、松下電器産業株式会社に故意または重過失がない限り、松下電器産業株式会社は一切責任を負いません。</p> <p>3. その他</p> <p>本使用条件に定めのない規定については、本製品添付の「ソフトウェアのご使用条件」に規定される条件が適用されるものとします。</p>
FeliCaブラウザエクステンション、パーソナルシェルター for NEC、EdyViewer、SFCard Viewer、スクリーンセーバーロック2、かんたん登録2、eLIO D-URL、かざしてナビ for NEC、FeliCaポート自己診断、シンプルログオンfor NEC	使用許諾契約書は、「かざしてナビ」の初回起動時に表示されます。
マカフィー®・インターネットセキュリティスイート ベーシックエディション	エンドユーザー・ライセンス契約約款(McAfee Security Centerで「更新」を実行し、「90日間無償サポートの登録」の手続きを行う画面で表示されます。)あらかじめインターネットに接続している必要があります。
キヤノン IJ プリンタドライバ	ソフトウェア製品使用許諾契約書 (C:\¥OPTIONS¥PRINTER¥CanonBJ¥EULA¥Canon_PIXUS_使用許諾.txtを参照ください)
Ulead DVD MovieWriter® for NEC	使用許諾契約書 (C:\¥APSETUP¥UMW¥License.txt を参照ください)
StationMobile for NEC	使用許諾契約書 (C:\¥Program Files¥PIXELA¥StationMobile for NEC¥license.txtを参照ください)

ソフトウェア製品名	適用される使用条件
SD-Jukebox Ver.6.5 Standard Edition	「スタート」 - 「すべてのプログラム」 - 「Panasonic」 - 「SD-JukeboxV6」の「ソフトウェア使用許諾契約書」を参照ください。
デジタル全国地図 Its-mo Navi	「Its-mo Navi」利用規約（「無料会員登録の手続き」画面で表示されます。なお、あらかじめインターネットに接続している必要があります）
DocuWorks Viewer Light 6.2 日本語版	「スタート」 - 「すべてのプログラム」 - 「Fuji Xerox」 - 「DocuWorks」 「はじめにお読みください」 - 「はじめにお読みください(Viewer Light)」を 起動し、「使用許諾契約書」を参照ください。
インテル Viiiv™ソフトウェア	使用許諾契約書は、「インテル Viiiv™ソフトウェア」の初回起動時に表示され ます。
Microsoft® SQL Server™ 2005 Express Edition	本製品添付の「ソフトウェアのご使用条件」に下記の第4条(3)を追加し、第6条(2) および第8条は下記に読み替えてください。 4. 許諾プログラムの移転等 (3) お客様は、許諾プログラムをレンタル、リース、または貸与することはでき ません。 6. 保証の制限 (2) 許諾プログラムは、何ら保証のない現状有姿のまま瑕疵を問わない条件でお 客様に提供されるため、サポートサービスの提供は致しかねます。 8 その他 (1) 本使用条件は、日本国法に準拠するものとします。 (2) 許諾プログラムは、アメリカ合衆国および日本国の輸出に関する規制の対象 となります。お客様は、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得 ることなく、許諾プログラムおよびその複製物を日本国から輸出してはなりませ ん。 (3) 本使用条件にかかわる紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁 判所として解決するものとします。
以下のソフトウェア製品については、使用開始時もしくはインストール時に表示される使用許諾契約書、使用条件等を参照ください。 Norton Internet Security™ 2007, CyberSupport for NEC, BeatJam for NEC, BeatJam Music Server, BeatJam Network Player、 ホームページミックス、一太郎ビューア5.0、ラベルマイティ、ATOK 2007 [プレミアム]、筆ぐるめ Ver.14、筆王、BeatJam Player for Windows Media Center、Music Store Browser for Windows Media Center、Adobe®Reader®、DVD-MovieAlbum SE 4.5、 BD-MovieAlbum、HD Writer Ver1.0J for SD1、Corel® Paint Shop™ Pro® X、Corel® Photo Album™6、駅探エクスプレス V3.1、 スタンバイ レスキュー-Lite、時事通信・家庭の医学・血液サラサラ健康事典、Roxio Easy Media Creator 9、Roxio Total Restore、 ウイルスバスター™ 2007 トレンド フレックス セキュリティ、Java Runtime Environment (JRE) 6、FlipViewer、Napster™	

Microsoft、Windows、Officeロゴ、Outlook、Excel、PowerPoint、DirectX、Windows MediaおよびWindowsのロゴは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における商標または登録商標です。Viiiv™、Viiiv™ ロゴは、アメリカ合衆国およびその他の国におけるIntel Corporationまたはその子会社の商標です。携帯マスター、ケータイ・マスターは、株式会社ジャングルの商標または登録商標です。McAfeeおよびマカフィーは米国法人McAfee, Inc.またはその関係会社の登録商標です。Symantec、Symantec ロゴ、LiveUpdate、Norton Internet Security、Norton AntiVirusは Symantec Corporation または関連会社の米国およびその他の国における商標または登録商標です。「BeatJam」「ホームページミックス」「一太郎」「CyberSupport」「ラベルマイティ」「ATOK」「パーソナルシェルター」は、株式会社ジャストシステムの登録商標です。UleadおよびUlead Systemsロゴ、DVD MovieWriter、DVDムービーライターはUlead Systems, Inc.またはユーリードシステムズ株式会社の商標または登録商標です。Adobe® Flash® Player. Copyright® 1996 - 2006 Adobe Systems Incorporated. 無断複写・転載を禁止します。合衆国特許第6,879,327号によって保護されています。合衆国およびその他の国において特許出願中です。Adobe、AdobeロゴおよびFlash は、Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) 米国ならびに他の国における商標または登録商標です。駅探は登録商標です。筆王は株式会社アイフォアの登録商標です。TRENDMICRO及びウイルスバスターは、トレンドマイクロ株式会社の登録商標です。「Roxio Easy Media Creator」「Roxio Total Restore」は米国 Sonic Solutions社の登録商標です。DocuWorksは、富士ゼロックス株式会社の商標です。「BD-MovieAlbum」「DVD-MovieAlbum」「SD-VideoWriter」「HD Writer Ver1.0J for SD1」は、松下電器産業株式会社の商標及び登録商標です。「Corel Paint Shop Pro」「Corel Photo Album」は Corel Corporationの米国及び日本の商標または登録商標です。時事通信社『家庭の医学』は株式会社時事通信出版局の商標です。Javaは、米国Sun Microsystems, Inc.の米国およびその他の国における商標または登録商標です。「FeliCa」は、ソニー株式会社が開発した非接触ICカードの技術方式で、ソニーの登録商標です。eLIOは、株式会社ソニーファイナンスインターナショナルの登録商標です。「Edy (エディ)」は、ビットワレット株式会社が管理するプリペイド型電子マネーサービスのブランドです。StationMobile™は、株式会社ピクセラの商標です。スタンバイ レスキュー、スタンバイ レスキュー Lite、Standby Rescue、Standby Rescue Liteは、株式会社 ネットジャパンの商標です。FlipBook、FlipViewerはE-Book Systems, Inc.の登録商標です。Canon、PIXUSはキヤノン株式会社の商標です。「Napster」および「ナップスター」は、Napster, LLC.の米国内外における商標です。その他、本紙に記載されている会社名および製品名は各社の商標または登録商標です。